

3 活用に必要な手続き

使うために必要なルールを確かめましょう！



これまでに取り上げたようなパブリックスペースの活用は、ルールを守り、適切な手続きを行い、許可を受けることで、企画・運営側に回ることができます。あなたもパブリックスペースの活用に挑戦してみませんか？

パブリックスペースの活用に向けて、まずは「場所（どこでやる？）」「活動（なにをする？）」の観点から、全般的なルールを確認していきましょう。

場所 ところでやる？ ～パブリックスペースごとのルールを知ろう～

パブリックスペースには秩序を保つためのルールが定められており、これに基づいて“できること”と“できないこと”が存在します。

制限は活動する場所や内容によって異なります。次ページ以降の、各パブリックスペースの個別事項から守るべきことを確認してみましょう。

	公開空地等	公園	道路
国のきまり	建築基準法・都市計画法	都市公園法	道路法・道路交通法
市のきまり	札幌市が定める条例や規則		
独自のルール	規模や立地等に応じた、場所ごとのルール※		

※ 細かなルールが定められている場合があります。詳細は、活用したいパブリックスペースの管理者に問い合わせしてみましょう。

活動 なにをする？ ～用途ごとに必要な手続きを押さえよう～

パブリックスペースを活用する際は、各窓口での申請手続きが必要ですが、活動の内容によっては別途許可や届出が求められる場合があります。

申請をスムーズに進めるためにも、自分が行いたい活動の内容を整理して、準備が必要な書類がないか、確認してみましょう。

例えば.....

道路の一部に
工作物を設置する

「占有許可申請」が必要。予め道路上に置く必要性を整理し、同時に通行止めするための「使用許可申請」の準備も検討しよう！

飲食を調理して
提供する

「営業許可申請」が必要。予めどのような物を調理し、飲食物として提供するのかを整理しておこう！

火気を使用して
催し物をする

「露店等の開設届出書」や消火器の準備が必要。また、場所によっては火気使用自体が厳禁な場合があることにも注意しよう！

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

①公開空地等の活用

■ 公開空地等とは？



公開空地等は、都市開発によって整備された、賑わいや交流などを生むことを目的に、一般に開放された**民有地内の空間**のことをいいます。

市内には、都心部や地下鉄駅周辺において、歩行空間や滞在空間など様々な公開空地等があります。

しっかりルールや手続きを理解して、活用を検討しましょう！



■ 公開空地等を活用するには？

公開空地等は、都市計画法等の制度によって整備された、原則、誰でも自由に使うことができる常時解放された場所です。ただし、活用内容が、憩いや賑わいを生み、まちの魅力や活力の向上につながる場合は、活用することができます。

公開空地等の活用のルールや手続き等については、「**札幌市公開空地等の活用に関する要綱**」（以下、要綱）に定めています。詳しい内容は、要綱をご確認ください。

【札幌市公開空地等の活用に関する要綱について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/publicspace/youkou/index.html>



■ 活用できる公開空地等

活用できる公開空地等は、都市計画法に基づく高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区及び地区計画、建築基準法に基づく総合設計制度により整備される空間が対象となります。

【都市計画法（高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区）について】

問い合わせ先：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 011-211-2545
(札幌市HP)https://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/04sonota_chiiki.html



【都市計画法（地区計画）について】

問い合わせ先：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 011-211-2545
(札幌市HP)<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/chikukeiichiran/chikuichiran.html>



【建築基準法（総合設計制度）について】

問い合わせ先：札幌市都市局建築指導部管理課 011-211-2859
(札幌市HP) <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kyokanintei/kyokanintei.html>



※「公開空地等がどの制度で整備されたかわからない」など、ご不明な点があれば地域計画課(P. 45)までご連絡ください。

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 やいふに

付録

■ 対象外の公開空地等

主に歩行の用に供する「歩道状空地」や「専用通路」などは対象外となります。

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録



歩道状空地



専用通路

■ 公開空地等では、以下のような使い方ができます！



フリーマーケット
(写真：アクティブガーデン)



お祭り会場
(写真：モユクサッポロ)



ミニライブ会場
(写真：ココノススキノ)



映画鑑賞の場
(写真：創成クロス)



■ 使い方のイメージ

★イベントを開催していないときの活用イメージ



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

★イベントを開催しているときの活用イメージ



5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 活用基準

公開空地等は、以下の基準に沿ってご活用ください！

なお、要綱策定以前に整備された公開空地等についても、可能な限り基準を遵守するようにしましょう。



① 賑わい創出や滞留の促進に寄与するア～オのいずれかに該当すること。 ※

ア 飲食物販売と滞留空間の提供

- ・空地内で消費される飲食物の販売等（休憩・飲食スペースも付随して設置）
- ・特定の飲食店等の専用席を設けることは不可

イ マルシェ形式の物品販売等

- ・複数の出店者により、物品の販売等を行うもの

ウ 各種ワークショップ等

- ・出展者と消費者の交流を促す対面形式での
- ・ワークショップや体験イベント等

エ 文化・スポーツ等の上演・上映（無償）

- ・音楽コンサート、演劇、パブリックビューイング等

オ 各種展示会（無償）

- ・文化・芸術の振興、環境等の啓発を目的とした展示、季節の催事に伴う装飾等

活用基準①ア～オについて、基準に適合する活用の具体例をP15～P16に掲載しています。そちらも併せてご確認ください！



② 地域（周辺住民、町内会、商店街等）に、内容を周知し理解を得るよう努めること。

③ 以下のア～ウを遵守し、公開空地等の機能、景観、環境を著しく阻害しないもの。

ア 閉鎖的な使い方はしないこと。

イ 過度な色彩や、視線を完全に遮断するような工作物等を設置しないこと。

ウ 周辺環境を悪化させないこと。

④ 一般の通行者等が安全かつ円滑に利用・通行できるよう配慮すること。

⑤ ユニバーサルデザインに配慮すること。

⑥ 設置物は容易に撤去可能な構造とすること。

⑦ 年間の活用日数の合計が180日を超えないものであること。

また、同一の活用者による活用が60日を超えないものであること。 ※

⑧ 入場料を徴収するなどして入場者を制限するものでないこと。

※ ①と⑦については、市長承認の手続きにて、承認を受けた場合緩和することができます。手続きについてはP17をご覧ください。

■ 禁止事項

公開空地等の活用にあたり、以下の行為は禁止となっています。



- 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの。
- 公序良俗に反するもの、又は著しく公益を害するもの。
- 暴力団又は暴力団員、若しくはそれらの利益となる活動。
- 政治活動、宗教活動及び集団示威運動。
- 来場者、周辺の歩行者等へ危害が及ぶおそれがあるもの。
- 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの等。
- 勧誘、又は契約行為を行うもの。
- 宣伝や広告を主として行うもの。
- その他、市長が不適切であると認めるもの。

■ その他、心がけていただきたいこと

公開空地等の活用にあたり、その他以下をお心がけください。



- **安全管理の徹底**
 - ・ 空地内のみならず、周囲の歩行者や利用者への安全管理や配慮も徹底し、トラブルがないようにしましょう。
 - ・ 万が一の事故等に備え、イベント保険等の加入を検討しましょう。
(保険についてはP 32 参照)
- **周辺の交通への影響**
 - ・ 路上駐車や路上駐輪など周辺の交通に影響が生じないようにしましょう。
 - ・ 近隣の駐車場利用や公共交通機関利用の呼びかけをおこないましょう。
- **活用後の原状回復**
 - ・ 公開空地等は長期にわたって多くの方に利用される場所であることから、活用後は元通りに回復しましょう。

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

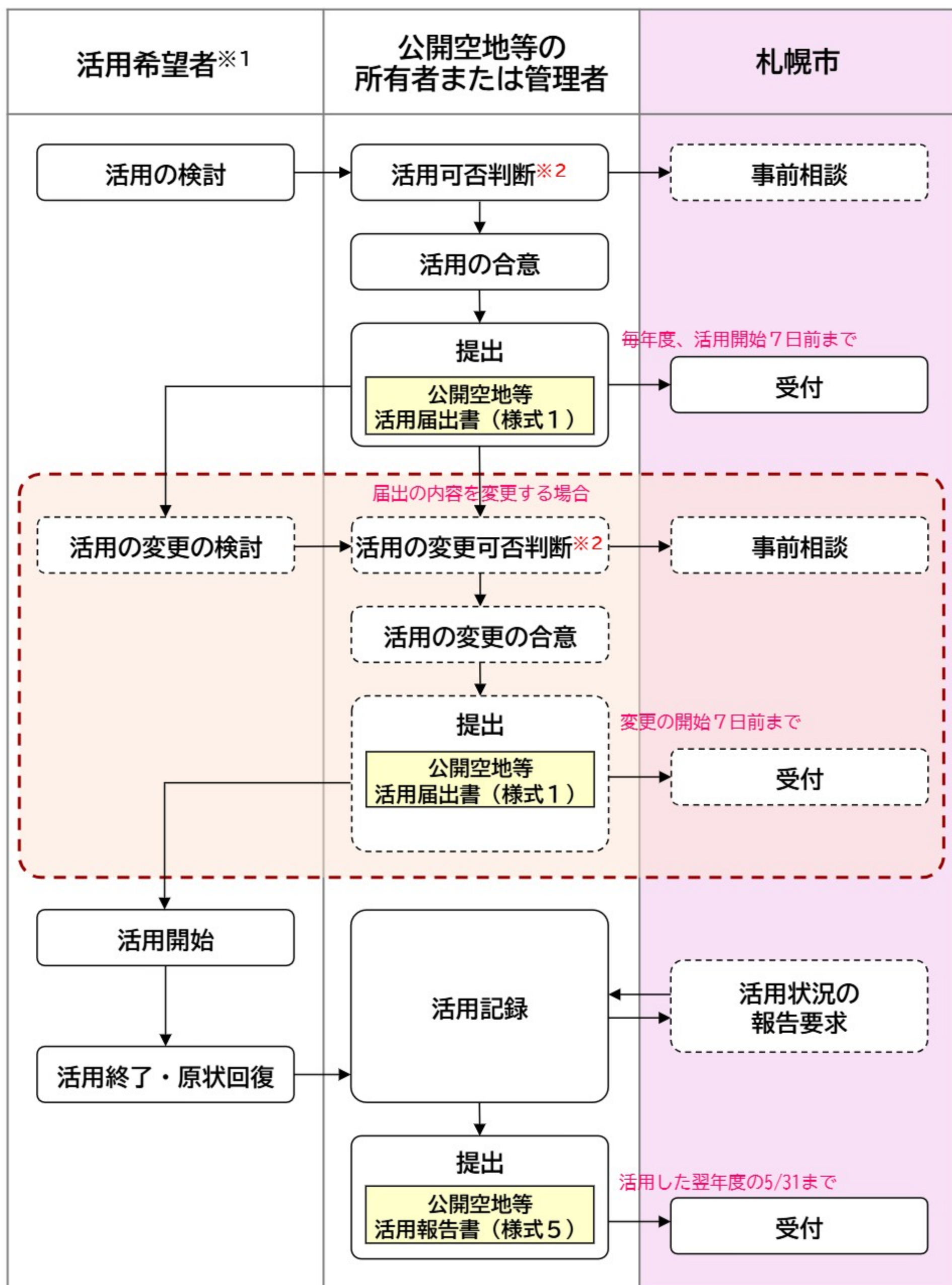
5 活用実践者の声

6 さいじに

付
録

■ 手続きの流れ①（届出による活用）

「札幌市公開空地等の活用に関する要綱」の第4条で定める活用基準（P 1 2 参照）に合致した活用を希望する場合は、以下の流れで手続きを行う必要があります。



※1 活用希望者と公開空地等の所有者または管理者が同一の場合もあります。

※2 活用の可否判断は公開空地等の所有者または管理者によります。

■ 活用基準①に適合する活用の具体例

ここでは、活用基準①ア～オ（P 12 参照）に適合する具体的な活用事例を掲載しています。ご検討中の内容が基準を満たしているかご不明な場合は、お気軽にご相談ください。



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付
録

ア 飲食物販売と滞留空間の提供

活用の 具体例

- 地域の交流の促進や、賑わい・憩いの場を提供するために、誰でも利用できる休憩スペースを併設したキッチンカーや屋台の出店

下記のような活用も推奨します！

- 北海道産食材を活用し、POP等でその産地の魅力を発信・周知するもの
- 冬の魅力や新たな楽しみ方を発信するために、雪で作ったかまくらなど札幌ならではの楽しみ方を提供するもの
- 地域の交流や賑わいを創出するために、商店街のお祭りや、季節の催事（さっぽろ夏まつり等）に合わせて出店するもの



イ マルシェ形式の物品販売

活用の 具体例

- 地産地消の促進のための産直市や地域マルシェ
- 市内の作家を支援するためのハンドメイドマルシェ
- 伝統文化の魅力を伝承するための工芸品等のマルシェ

- 特定の1社のアパレル、雑貨、食品などの物品販売は行えません



ウ 各種ワークショップ等

活用の 具体例

- 健康増進や健康意識向上のためのヨガやストレッチ体験会
- 不用品をアート作品にするアップサイクルワークショップ
- 子どもの創造性を育むための親子工作ワークショップ
- 伝統文化の伝承のための工芸品作りワークショップ
- 植物の寄せ植え体験などのワークショップ
- 地域参加型の清掃活動拠点

以下のような活用を行うことはできません

- 事前予約制にするなど、当日誰もが気軽に参加することができないもの
- 入場料を徴取するもの。また、物品等の販売、宣伝、広告、勧誘、契約行為を伴うもの
- 全面を仕切りで囲うなど閉鎖的な使い方をするもの

エ 文化・スポーツ等の上演・上映（無償）

活用の 具体例

- スポーツ振興のためのスポーツ競技のパブリックビューイング
- 市や地域で行われる音楽イベント（例：カルチャーナイト、サッポロ・シティ・ジャズなど）に合わせて実施するコンサート

- 誰でも自由に滞留できるという公開空地等の機能を維持するため、有料のイベントは開催できません



オ 各種展示会（無償）

活用の 具体例

- 環境・健康・防災・安全等に関する意識の醸成や知識の普及のために行う展示
- 地域の子どもたちや学生、市民の作品の展示
- 七夕、クリスマス、冬のイルミネーションなど季節行事に合わせた装飾品の設置やフォトスポットの設置など

- 有料の展示会や商品、サービスのプロモーションを目的とした展示会は行うことができません



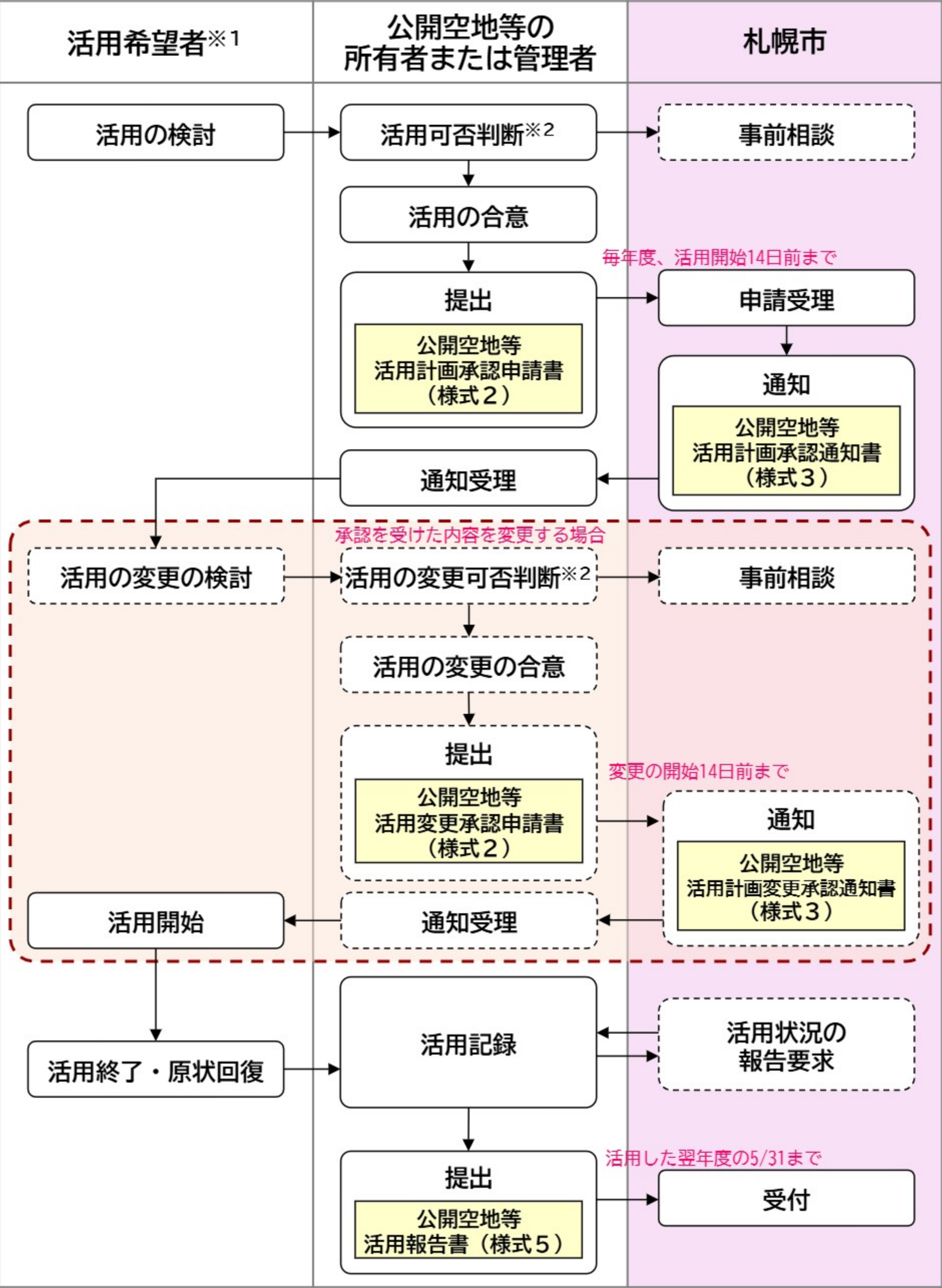
その他、国や地方公共団体が主催するものや、法律で定められる募金活動などを行うことができます。

- 国又は地方公共団体等が主催または共催する物販、イベント、調査、防災訓練、献血活動、市民参加型ごみ拾いの実施拠点
- 法律で定められる募金、国又は地方公共団体が実施する募金、



■ 手続きの流れ②（市長の承認による活用）

「札幌市公開空地等の活用に関する要綱」の第4条で定める活用基準（P 1 2 参照）のうち、①と⑦の項目を緩和するために、第7条で定める施設ごとの独自のルールでの活用を希望する場合は、以下の流れで手続きを行い、札幌市長からエリアマネジメント等の地域一体のまちづくりに資すると承認を受ける必要があります。



- 1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは
- 2
パブリックスペースの
活用イメージ
- 3
活用に必要な手続き
- 4
活動内容により
必要な手続き
- 5
活用実践者の声
- 6
さいごに
- 付
録

※1 活用希望者と公開空地等の所有者または管理者が同一の場合もあります。

※2 活用の可否判断は公開空地等の所有者または管理者によります。

②公園の活用

■ 公園とは？



公園は、豊かな緑に覆われた空間や、市民がくつろいだり体を動かしたりできる場所として、市民の生活する上で、必要不可欠な施設です。

市内には、「モエレ沼公園」のような総合公園から住宅地内の身近な街区公園など、大小様々な公園があります。

しっかりルールや手続きを理解して、活用を検討しましょう！



■ 公園を活用するには？

公園は本来、お互いに譲り合いながら自由に利用することができる市民の憩いの場所です。

そのため、活用内容が公園本来の目的に著しく支障を与えないこと、公益性・公開性が担保されていること、一般市民を対象とすることのいずれも満たす必要があります。その上、**具体的な内容について公園管理者の審査を受け、許可を得る必要があります。**

活用にあたって、公園内で興行（一部の公園）、映画撮影、催し物を行う際は「**行為の許可**」が、公園内にベンチ、ステージなどを置く場合には「**占用の許可**」が必要です。

行為の許可 (札幌市都市公園条例第3条) ※1

- 業としての写真・映画・テレビ等の撮影
- 興行（入場料を徴収するイベント等）
- 公園の全部または一部を独占して使用を行う場合等

占用の許可 (都市公園法第6条)

- 公園内に工作物等を設置する場合（占用の許可を受けたときは、当該許可に係る事項については、行為の許可を要しない）

「公園使用許可申請書」
(占有を伴う場合も、申請はあわせて1つです)

提出

みどりの管理課 または 各区土木センター※2

※1 遠足や見学会などの行事において多人数で公園を利用する場合は、「公園利用届」を各区土木センターまたは公園管理事務所へ提出する必要があります。

※2 公園により申請先が異なります（P 21 参照）。

公園使用の許可

- 都市公園法及び「札幌市都市公園条例」に基づき、公園管理者（札幌市）が審査をします。

ご注意ください！

- 公園内での**販売行為（営利行為）は認められません。**
- **市や公共団体、町内会等の営利を目的としない団体※が主催者の場合は、催しの一部として販売行為が認められる場合があります。**※「営利を目的」とは、法人の種類を問わず、販売行為及びサービス提供に従事する者が、その労働の対価、報酬を受け取っていることをいう。

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 禁止事項

公園内では、以下の行為は禁止となっています。



- 土地及び公園施設を損傷し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。
- 木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ごみその他の汚物を捨てること。
- 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

ご注意ください！



- 公園内では、原則**火気の使用ができません**※。

※町内会、プレーパーク（P20参照）活動団体が実施するイベント等によっては、火気を使用できる場合があります。イベント等で火気を取り扱う場合は、必ず内容を整理したうえで、各担当窓口への相談をお願いいたします。

■ その他、心がけていただきたいこと

公園を活用する際には、法律や条例の他に以下の点にも注意しましょう。



- 地域に企画内容を事前に説明しましょう
 - 公園で行う行為によっては、近隣住民等の方々に影響が生じる可能性があります。事前に、地域の町内会長等に説明し、同意を得るようにしましょう。
- 近隣の人に十分に周知しましょう
 - 公園で行う行為によっては、騒音や臭いなど近隣住民に影響を与える場合があるため、事前に説明しましょう。
 - 地域の町内会長等への説明は、直前ではなく、余裕をもっておこないましょう ※。
- 公園内や周囲の安全管理を徹底しましょう
 - 公園内だけでなく、公園に至るまでの道路など周辺にも配慮し、地域住民のボランティアや警備員による雑踏警備をおこなうなど、安全管理を徹底しましょう。
 - 万が一の事故等に備え、保険に加入しておくとうい場合があります。（保険についてはP 3 2 参照）
- 周辺の交通に影響が生じないようにしましょう
 - 駐車台数に限りがある公園や、駐車場がない公園もございます。駐車場への待機列が生じることで、一般の通行に支障が生じたり、トラブルに発展する場合があります。また、駐車場に停められないことで、路上駐車や民地への無断駐車も発生します。こうした問題にならないよう、誘導員の配置や公共交通機関利用の呼びかけをおこないましょう。

※地域への事前説明や周知方法にご不明な点があれば地域計画課(P. 45)までご連絡ください。



1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さぐり

付録

公園では、許可を受けるとこのような使い方ができます！

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは



プレーパークの場として使えます！
(写真：円山公園)

2
パブリックスペース
活用イメージ



地域のお祭りとして使えます！
(写真：平岸郷土芸能祭)

3
活用に必要な手続き



冬のイベントとして使えます！
(写真：スノーライトin宮の沢 札幌市実証実験)

4
活動内容により
必要な手続き



憩いの空間として使えます！
(写真：SHIN SAPPORO OPEN SPACE)

5
活用実践者の声

プレーパークとは？

さっぽろの子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的に、子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことのできる場として、既存の公園等において地域住民等が主体的に開催・運営を行うプレーパークを推進しており、現在札幌市では16団体が活動しています。<https://www.sapporo-park.or.jp/playpark/playpark/>

三二

コラム 狸二条広場（創成川公園）

指定管理者制度により、管理運営をおこなっている創成川公園・中島公園等の公園の一部では、興行やお祭りなどの催しを行うことが可能です。その一例をご紹介します！



狸二条広場で開催されたイベントの様子

狸二条広場は、創成川公園内にある活用可能な広場空間です。

狸二条広場運営協議会が札幌市と連携し、地域の活性化を図る上で、自主的なイベントの実施や狸二条広場の利用に係る窓口機能等を行っています。

詳細は、下記HPをご覧ください。

【狸二条広場運営協議会HP】

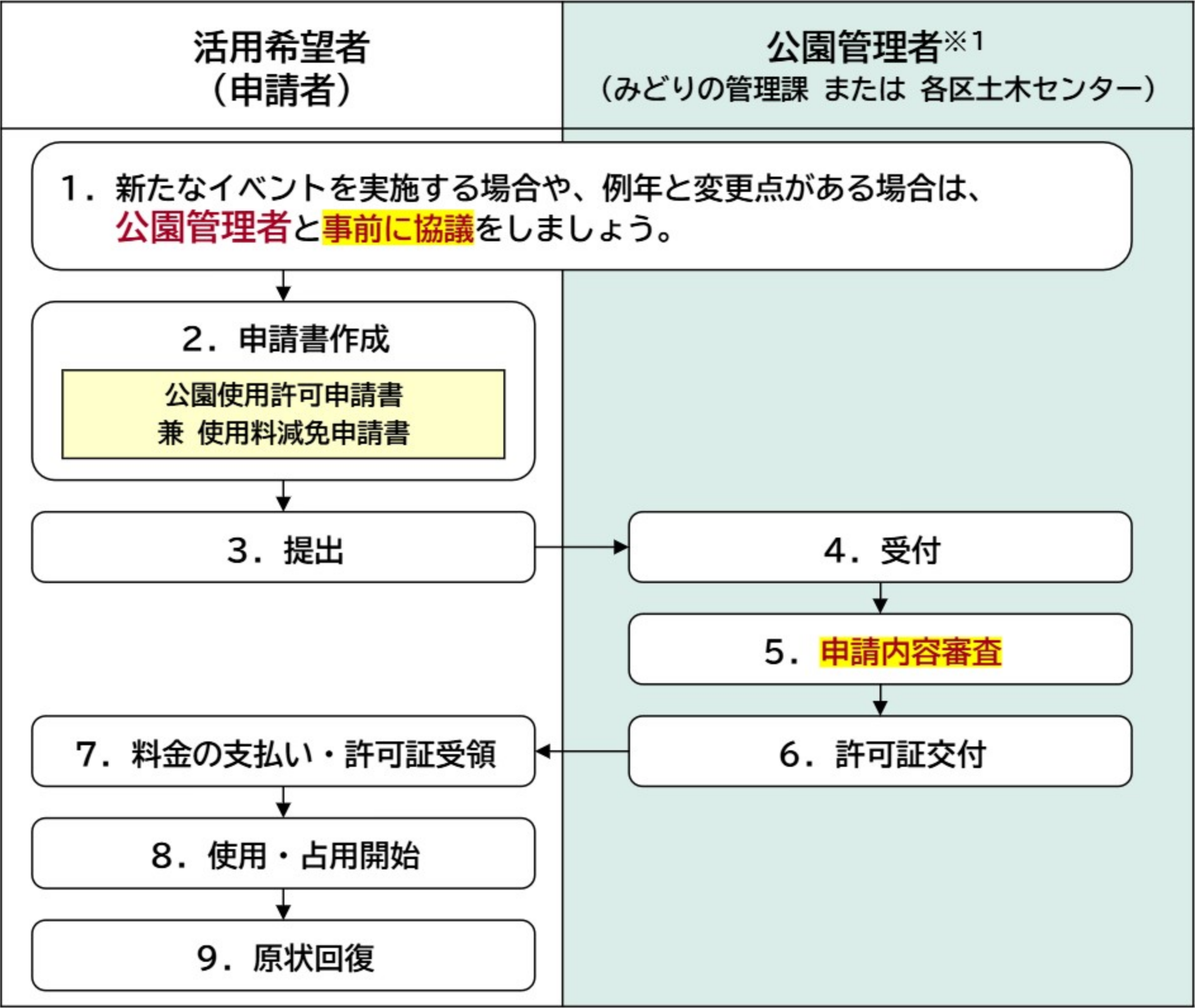
<https://sites.google.com/view/tanuki2jyo>

※そのほかの公園については、各公園HPをご覧ください。

付録

■ 手続きの流れ

イベントや業として公園を使用する場合や、公園使用の際に工作物等を設置する場合など、使用時の条件に応じた書類の準備が必要です。



※1 各公園の所管部署は以下の通りです。

公園		所管部署
大通公園、創成川公園、中島公園、円山公園、百合が原公園、モエレ沼公園、豊平公園、平岡公園、平岡樹芸センター、手稲稻積公園、豊平川緑地（一部南区土木センターの所管区域あり）		建設局みどりの管理担当部みどりの管理課
厚別公園		スポーツ局スポーツ部施設課
芸術の森		市民文化局文化部文化振興課
その他の公園		公園が所在する区の土木センター

許可	必要書類	料金
公園使用	・ 公園使用許可申請書兼使用料減免申請書 ・ 添付書類 行為の内容が分かるもの（企画書、位置図、イベントパンフレット等）	活用する公園、具体的な占用物、占用面積、期間によって異なります。 詳細は、「札幌市都市公園条例」をご確認ください。
公園占用	・ 上記に加え、設置物の形状や寸法が分かるもの（仕様図等）	



1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

③道路の活用

■ 道路とは？



道路は、人や車の「通行」のために利用されるものであり、本来の利用目的以外の活用は一般的に禁止されている、市民が生活する上で必要不可欠な施設です。

道路によって、幅員や車線数など規模も異なり、幹線道路から住宅市内の生活道路まで様々です。

しっかりルールや手続きを理解して、活用を検討しましょう！



■ 道路を活用するには？

道路は本来、一般交通のために利用するものと定められています。

ただし、道路本来の機能を阻害しない範囲において、道路管理者や交通管理者の許可を得ることで、道路の特別使用が認められます。

活用にあたって、道路を使用する際は「**道路使用許可**」が、道路に一定の工作物等を設け、道路を継続して使用する場合にはあわせて「**道路占用許可**」も必要です。

道路使用許可 (道路交通法第77条第1項)

- 道路に石碑、銅像、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為
- 場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為
- 道路において祭礼行事、ロケーション等を行う場合

「道路使用許可申請書」
提出

管轄警察署

道路占用許可 (道路法第32条第1項)

- 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で道路法施行令第7条で定めるものなどを設置する場合

「道路占用許可申請書」
提出

各区土木センター

道路使用及び道路占用の許可

- ・ 「道路使用」は道路交通法に基づき交通管理者（警察）が、道路占用は道路法に基づき道路管理者（札幌市）が、それぞれ審査をします。（基準はP24の「ミニコラム」参照）

ご注意ください！

- ・ 札幌市では、イベント等で道路を占用しようとする場合、**昔から慣習で行われる神社祭礼及び町内会や商店街等が主催する催事に限り**、以下の条件で許可できるものとしています。

- 占用場所：管轄警察署の協力を得て道路の通行止等を行う等、支障がない場所
- 占用できる物件※：露店、キッチンカー、テーブル、椅子、テント、看板類など

※ 催事に伴い、周辺の景観や美観を妨げるものでない場合に限りです。

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 活用する上で心がけていただきたいこと

道路を活用する際には、法律や条例の他に以下の点にも注意しましょう。



● 活用場所の自治会長等に企画内容を事前に説明しましょう

- 道路の通行止めや占有することは、地域の方等の生活に影響が生じます。事前に、町内会長など地域の自治会長等に説明し、同意を得るようにしましょう。

● 地域や近隣の人に十分に周知しましょう

- 特に通行止めする範囲にお住まいの方や事業をおこなっている方にも説明し、事前に同意を得ましょう。
- 説明は、直前ではなく、余裕をもっておこないましょう。



● 交通に支障がでないようにしましょう

- 通行止めの範囲や占有の範囲を広げると交通への影響も大きくなるため、その範囲については、活用場所（道路）を管轄する警察署に事前に相談しましょう。
- 緊急車両が通行できるよう動線を確保しましょう。
- 自動車のための迂回路の設定や誘導員の配置、事前の予告看板の設置など、交通への影響をなるべく小さくするよう、管轄の警察署に事前に相談しましょう。

● 通行止めにする場合、車両の進入規制や誘導員の配置等、歩行者の安全を確保しましょう

- 車両が誤って進入しないように看板やバリケードの設置、誘導員の配置など適切におこないましょう。
- 道路に物を置いて活用する場合、子どもやお年寄り、車いすの方など誰もがゆとりをもって通行できるよう、歩行者の動線を適切に確保しましょう。
- 安全確保のため、自動車だけではなく自転車に対しても、通行禁止のお願いや、押し歩き呼びかけを行いましょう。



予告看板

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 やいじ

付録

■ 道路では、許可を受けるとこのような使い方ができます！

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは



地域のお祭りとして使えます！
(写真：ピクニック・フェス宮の沢)

2 パブリックスペース
活用イメージ



沿道と一体的なマルシェとして使えます！
(写真：平岸マルシェ)

3 活用に必要な手続き



ミニコンサート会場として使えます！
(写真：マコエキフェス)

4 活動内容により
必要な手続き



社会実験の場として使えます！
(写真：ストリートデザインスクール)

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

ミニ

コラム

道路使用と道路占用の許可の基準

道路使用（道路交通法）

- 交通の妨害となるおそれがない場合
- 許可に付された条件に従うことで、交通の妨害となるおそれがない場合
- 交通の妨害となるおそれがあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ない場合

道路占用（道路法）

公共性の原則※1、計画性の原則※2、安全性の原則※3と以下を考慮

- 道路法第32条第1項に定められている物件等であること
- 道路の敷地外に余地がなくやむをえず道路に設置するもの
- 占用の場所、物件等の構造が道路占用許可の基準を満たすもの

※1 特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、公共性の高いものを優先させるべきである（例：高架下の利用について、個人商店よりも公共駐車場や広場の占用を優先）。

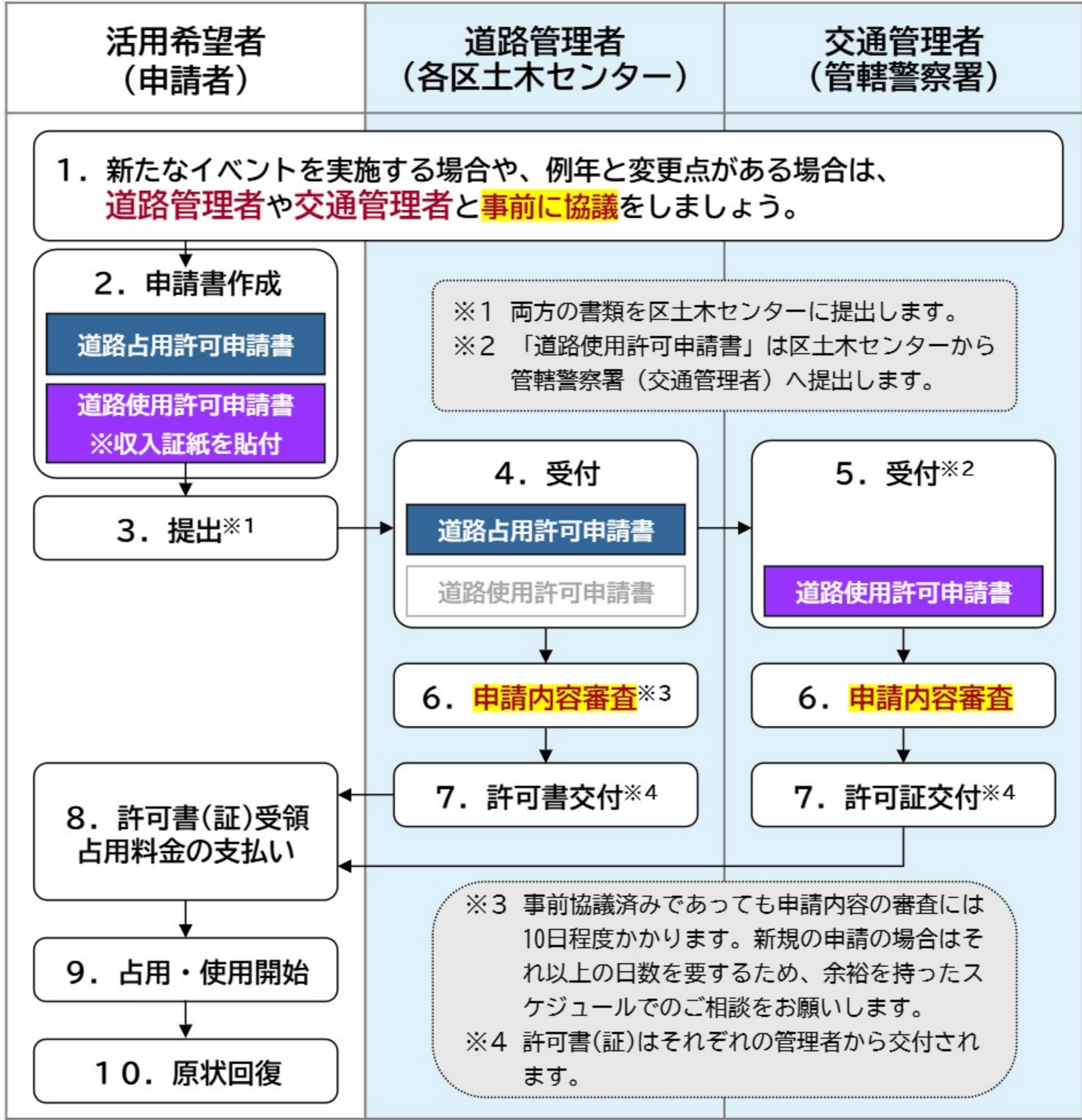
※2 将来の道路計画や都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。

※3 施行令に規定されていない事項についても、道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保の面から、交通の安全を阻害する占用は厳に排除すべきである（例：道路に大きく突き出した看板や日よけ、道路標識や規制標識に似たデザインの看板などの占用は認められない）。



■ 手続きの流れ

道路占用許可と道路使用許可の申請の流れは以下のとおりです。交通管理上の調整が必要なので、余裕をもって申請してください。



許可	必要書類	料金
道路占用	・ 道路占用許可申請書 ・ 添付書類 （位置図、平面図、占用面積がわかる図面等） ※札幌市道路占用規則第3条参照	具体的な占用物、占用面積、期間によって異なります。詳細は、「札幌市道路占用料条例」をご確認ください。
道路使用	・ 道路使用許可申請書 ・ 道路の使用位置や使用方法が明らかになる図面等	許可申請手数料 北海道収入証紙(2,500円分)

【道路の占用について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/senyo/index.html>



【道路の使用について（北海道警察HP）】

https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/douro-shiyou/douro_shiyou.html



- 1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは
- 2
パブリックスペースの
活用イメージ
- 3
活用に必要な手続き
- 4
活動内容により
必要な手続き
- 5
活用実践者の声
- 6
さいごに
- 付録

コ ラ ム

J R 駅自由通路（歩行者専用道路）の活用

札幌市では、J R 駅の南北を行き来する自由通路（歩行者専用道路）を地域の皆さんに活用していただくために、一部利用を許可しているものがあります。

通常、道路を活用する際には、道路使用と道路占用の申請・許可が必要（P 25 参照）ですが、下記の自由通路は区役所が窓口となり手続きを行うため、活用しやすい空間となっています。

地域の皆さんの交流や活動の活性化に、ぜひご活用ください。

（活用可能な団体）

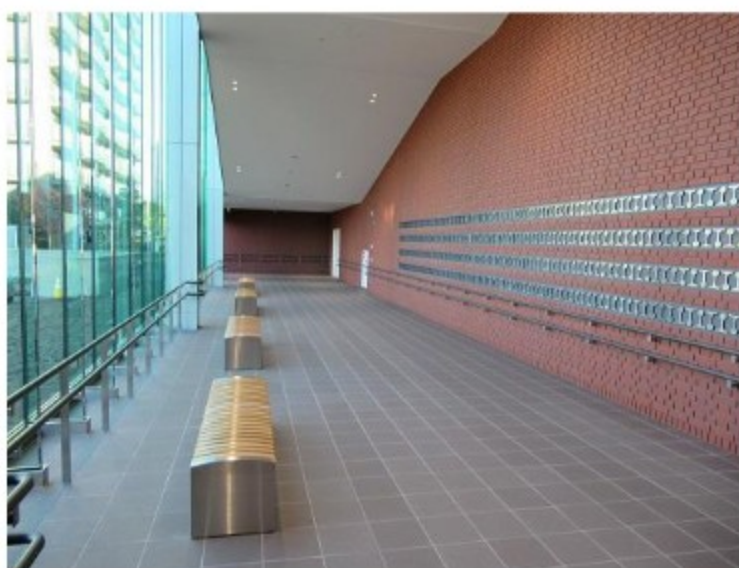
- 自由通路が存する区内に所在する公益法人
- 構成員の過半数が当該区内に在住・または勤務する市民活動団体
- ※ その他、市、国、地方公共団体及びその外郭団体の活用も可能です。

（活用可能な自由通路）



J R 手稲駅自由通路「あいくる」

広さ	幅2.7m～奥行5m
利用例	芸術・文化活動の発表や情報提供 ※物品の販売行為は不可
料金	無料
貸出備品	なし
申請窓口	手稲区市民部総務企画課 ※利用日3か月前の月の第一営業日から先着受付



J R 苗穂駅自由通路活用スペース

広さ	幅5m～奥行26.5m
利用例	パネル展、講習会、講演会、ミニライブ ※物品の販売行為は不可
料金	無料
貸出備品	パネル、テーブル、椅子、P A システム、マイク等
申請窓口	東区市民部地域振興課 ※利用日の概ね1か月前までに申請書等を提出



J R 白石駅自由通路活用スペース

広さ	幅3.6m～奥行4m
利用例	情報交流、活動発表 ※物品の販売行為は不可
料金	無料
貸出備品	パネル、パーティション、机、椅子等
申請窓口	白石区市民部地域振興課 ※利用日の概ね1か月前までに申請書等を提出

1 パブリックスペースの活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

札幌市では、条例で位置づけている広場として、北3条広場や札幌駅前通地下広場等があり、地域、各種団体のイベントやお祭りなど、様々な用途での利用が可能です。

地域の皆さんのコミュニティ活動や交流の促進に、ぜひご活用ください。

(活用可能な団体)

● 札幌市民に限らず、どなたでも

※ 国又は地方公共団体や、連合町内会等の住民組織その他の公共的団体が事業を行う場合、申込開始日が前倒しできることがあります。

(活用可能な条例広場)



【HP】 <https://www.kita3jo-plaza.jp/>



北3条広場（アカプラ）

広さ	約2,800㎡（うち貸出部分1,290㎡）
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、給排水 ※いずれも利用料あり
料金	219,300円～554,700円
申請窓口	札幌駅前通まちづくり株式会社 ※利用日の6か月前～60日前まで先着受付 ※利用相談は随時問い合わせ可能



【HP】 <https://www.sapporo-chikamichi.jp/>



札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ）

広さ	24㎡～300㎡ ※貸出場所によって異なる
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、モニター（交差点広場のみ、利用料あり）
料金	7,200円～180,000円
申請窓口	札幌駅前通まちづくり株式会社 ※毎月1日（土日祝を除く）に6か月先の予約受付開始 ※利用相談は随時問い合わせ可能



【HP】 <https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/machi/hiroba.html>



厚別中央市民交流広場（ふれあい広場あつべつ）

広さ	4,775㎡
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、給排水、日よけ、ステージ等
料金	1日13,900円 半日7,000円
申請窓口	厚別区市民部地域振興課 ※利用日の6か月前から先着受付（公共的団体が活用する場合、その限りではない） ※利用相談は随時問い合わせ可能



【HP】 <https://www.city.sapporo.jp/kiyota/facilities/ward-office/koryu-hiroba.html>



清田区市民交流広場（区役所前広場）

広さ	2,778㎡
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、給排水、日よけ、ステージ、駐車場等
料金	1日8,100円 半日4,100円
申請窓口	清田区市民部総務企画課 ※利用日の6か月前から先着受付 ※利用相談は随時問い合わせ可能

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいじに

付録